破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５４号

愛知県岡崎市明大寺町字大玖１番地22　レゾンシティ竜美丘804
債務者　星野賢太郎
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永谷　和之
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年５月23日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３号

宮崎県日南市木山３丁目２番23号
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年６月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４号

宮崎県日南市梅ケ浜２丁目２番20号
債務者　井上　洋一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年６月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１３号

群馬県太田市南矢島町401番地３
債務者　福島　　清
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　破産債権の届出期間　平成26年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２９８号

徳島市春日３丁目１番１―201号　プリマベーラ、旧住所徳島市北佐古二番町６番39―302号
債務者　西野　加代
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　敬次
4　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１０号

北九州市小倉北区熊本３丁目10番12号　コーポ青山201
債務者　立野　啓子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原　一雅
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７号

北九州市八幡西区上上津役１丁目24番21号
債務者　野中　　登
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　時枝　和正
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２号

岩手県奥州市水沢区真城が丘３丁目４番地１
債務者　柏尾　禎宏
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３０９号

札幌市東区東苗穂２条１丁目３番５―101号
債務者　佐々木　功
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　拓也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８号

札幌市清田区清田５条３丁目１番18号
債務者　桶野　哲裕
1　決定年月日時　平成26年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８４号

札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―503号
債務者　石垣　幹弘
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　泰
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号

北海道白糠郡白糠町東２条南３丁目４番地８
債務者　澤口　泰教
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
4　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５号

新潟県燕市道金473番地
債務者　諏佐　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３８号

長崎県長崎市坂本３丁目４―30　シャレード坂本202、住民票上の住所長崎県長崎市三和町522番地
債務者　木下　勇平
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　博孝
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月28日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係